第二十七条の六第十一項中「第一項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人（当該法人が通算親法人である場合には、第二号に掲げる法人を除く。）とする。

一　第二十七条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる法人（その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第十条の承認会社の所有に属している農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人を除く。）

二　他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前号に掲げる法人以外の法人

ロ　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第二十七条の九第一項各号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「ソフトウエア業」の下に「（不特定多数の者に販売することを目的として自らがあらかじめ定める仕様によりソフトウエアの開発を行う事業を除く。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第七項中「、デザイン業」を削り、同条第八項第一号ロ中「、卸売業及びデザイン業」を「及び卸売業」に改め、同項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとする。

第二十七条の十一の二第一項中「二千万円」を「一億円」に改める。

第二十七条の十二の四第一項中「第四十二条の十二の四第一項第一号」に、「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める規模のもの

イ　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。ロ及び次号において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が百六十万円以上のもの

ロ　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもの

ハ　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもの

ニ　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの

二　法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める規模のもの

イ　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

ロ　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもの

ハ　建物及びその附属設備　一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が千万円以上のもの

ニ　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの

第二十七条の十二の四第三項中「第四十二条の十二の四第二項第一号」に改め、同条第四項中「器具及び備品」の下に「、建物」を加える。

第二十七条の十二の六を削る。

第二十七条の十二の七の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十二条の十二の七第六項第一号」を「第四十二条の十二の六第二項第一号」に、「同条第三項」を「同条第一項」に、「同条第六項第二号ロ」を「同条第二項第二号ロ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の七第七項第一号」を「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の七第七項」に、「同条第三項」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の六第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項とし、同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項に規定する政令」を「第四十二条の十二の六第六項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の六第六項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の六第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の六第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の七第十八項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第十四項第二号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の七第十八項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第十四項第二号イ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十二条の十二の七第十八項に」を「第四十二条の十二の六第十四項に」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の七第十八項」を「第四十二条の十二の六第十四項」に、「第十六項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の七第十八項」を「第四十二条の十二の六第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の七第十八項」を「第四十二条の十二の六第十四項」に、「第十二項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十二条の十二の七第十八項」を「第四十二条の十二の六第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第四十二条の十二の七第十九項」を「第四十二条の十二の六第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十二条の十二の七第十九項」を「第四十二条の十二の六第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第二項又は第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十七条の十二の六とする。

第二十七条の十三第二項中「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第二十一項」を「又は第四十二条の十二の六第十七項」に改める。

第二十七条の十四中「第四章」を「第五章」に改める。

第二十八条の四第一項第一号中「四億円」を「四億五千万円」に改める。

第二十八条の六中「六百万円」を「六百五十万円」に改める。

第二十八条の八の次に次の一条を加える。

（再資源化事業等高度化設備の特別償却）

第二十八条の八の二　法第四十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、同項各号に定める施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、同項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　法第四十四条の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が二千万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が二百万円以上のものとする。

3　法人が、その取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械等」という。）につき法第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する再資源化事業等高度化設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　環境大臣は、第一項の規定により機械及び装置並びに器具及び備品を指定したときは、これを告示する。